

まちの元気と笑顔を発信

# おんが

広報  
*ONGA TOWN Public Relations*

お知らせ版

2013

3.25  
No.1031

大きくなつて  
また会おうね♪

## サケの放流会

2月24日、青空の下、西川にかかるふれあい橋付近で行われました。

毎年町内外の個人や企業、学校などに卯からサケを育ててもらい、今年もおよそ6200個の卵をふ化させ、放流しました。

子どもたちは、放流した稚魚が元気に泳いでいる姿を笑顔で眺め、「またねえ」など声をかけていました。

# 受けないなんて もったいない！ 総合健診

**遠定** 賀町総合健診では、平成24年度も「各種がん検診」と「特定健診」を実施し、生活習慣病やがんで治療が必要な人を発見することができました。平成25年度もより多くの人に自己自身の健康状態を知っていただけけるよう、総合健診を行いますので、ぜひ受診してください。

## 【グラフの凡例】

検診結果 □異常なし  
□要精密人数

精密検査結果 □異常なし  
□がんであった人  
□がんの疑いのある人  
■がん以外の疾患の人  
■未把握

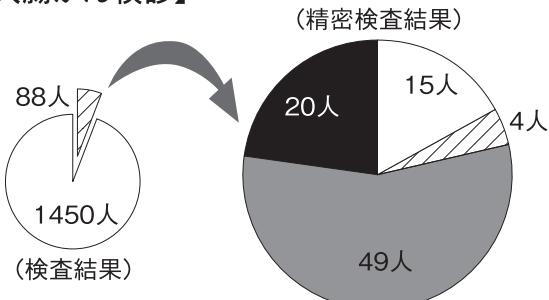
がんは遠賀町でも死因第1位ですが、早期発見・早期治療で治すとのできる病気です。初期のがんは自覚症状がないことが多い、早期発見のためには、年に1回はがん検診を受診しましょう。

平成24年度の各がん検診の結果は次のとおりです。

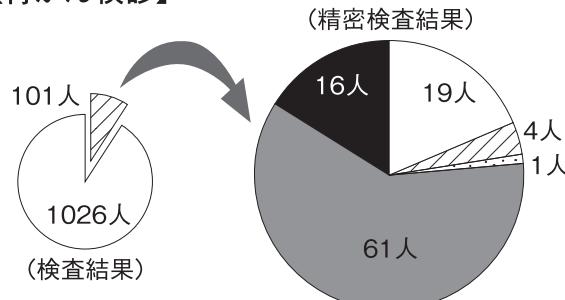
今やがんは国民病の一つとなり、国民の2人に1人がかかり、3人に1人がなくなる時代を迎えてています。

受け  
早く見つける  
がん検診

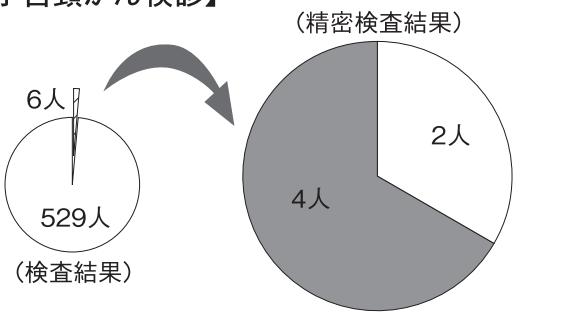
## 【大腸がん検診】



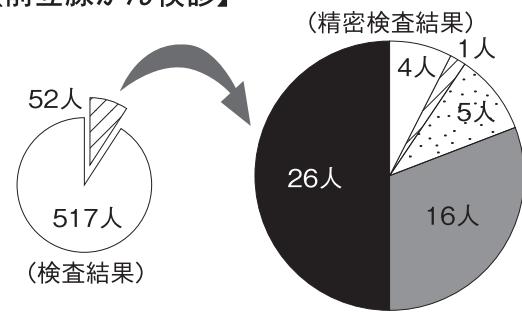
## 【胃がん検診】



## 【子宮頸がん検診】



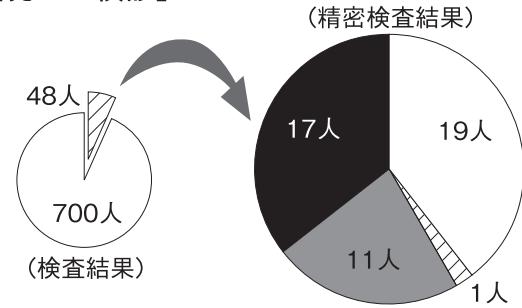
## 【前立腺がん検診】



スクリーニング（検査）とは病気などの可能性のあるものを迅速に見つけることを目的とした検査です。実際の病気の有無については、精密検査を受け必要があります。

それぞれのがんの精密検査でがんやがんの疑いがある人が見つかっています。また、未把握には精密検査を受けていない人も含まれています。総合健診で行うがん検診はあくまでスクリーニングです。精密検査までを受けてがん検診が終了したこととなります。精密検査がまだの人は、ぜひ受診してください。

## 【乳がん検診】



## 受け得する特定健診

「時間がないから・・・」

健診時間は、1時間程度

事にも行けません。病気治療に

費やす時間に比べたら健診時間

は1時間程度とほんのわずかで

す。元気に働き続けるためにも、

受診してください。

図1【平成24年度健診結果】

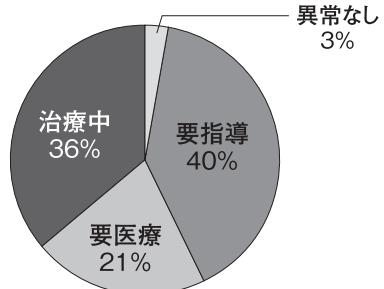
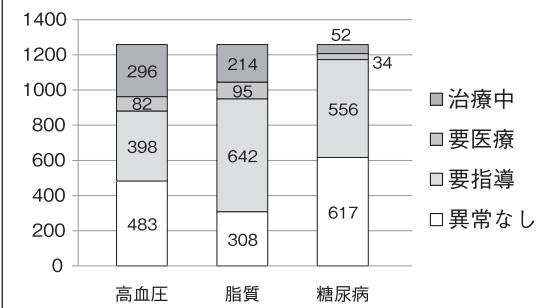


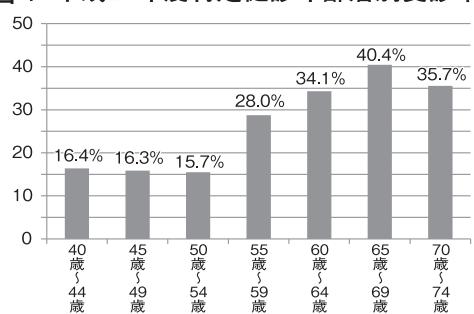
図2【生活習慣病別健診結果】(単位:人)



### 特定健診受診率

平成20年度から始まつた特定健診ですが、特定健診受診率の推移(図3)を見ると、まだまだ国目標65%にはほど遠い状況です。平成24年度は受診率アップのために、さまざまな取り組みを行い、少しではありますが、受診率向上につながりました。

図4 平成24年度特定健診年齢層別受診率



「なんともないから・・・」  
自覚症状がないので健診を受けていないという人は、平成24年度の遠賀町の健診結果(図1)に注目してください。「異常なし」が、たった3%。ほとんどの人になんらかの異常がありました。また、生活習慣病別健診結果(図2)では、各病気とも、「要指導」となった人が3割以上いました。

「お金がかかるから・・・」  
健診費用は、500円  
平成25年度から個別健診も500円で受けられるようになります。病気になつたり入院したりすると、もつと多額の費用がかかります。その前に、健診を受けて病気を予防しましょう。

民館で始まります。集団健診で日程の都合がつかない人は、医療機関で実施する個別健診で受けることができます。

集団健診は5月から各地区公民館であります。集団健診で「運悪く・・・」と考えがちですが、少なくとも10年以上かけて、知らない間に少しずつ動脈硬化が進んだ結果として起ります。動脈硬化を進めるのは高血圧や糖尿病などの生活習慣病なのですが、血管が高くなつても、コレステロールが増えても全く自覚症状がないのが特徴です。自覚症状に代つて自分の健康状態を教えてくれるのが「特定健診」なのです。

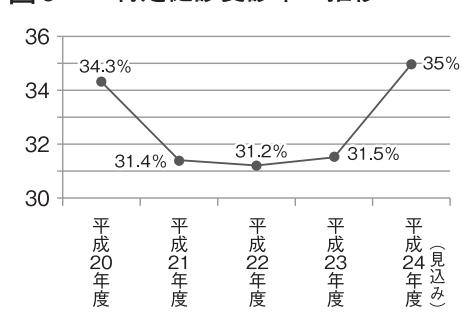
健診を受けて、早期に病気の芽を見つけて、予防や治療をしていけば、心筋梗塞や脳卒中の重とくな病気を予防することができます。また受け続けることができします。また受け続けることで体の経年変化をいち早くキャッチし、万が一病気になつても、早期治療により重症化を防ぐこともできます。

心筋梗塞や脳卒中は予防できるんです

心筋梗塞や脳卒中の発症は



図3 特定健診受診率の推移



### 平成25年度総合健診 予約受付のお知らせ

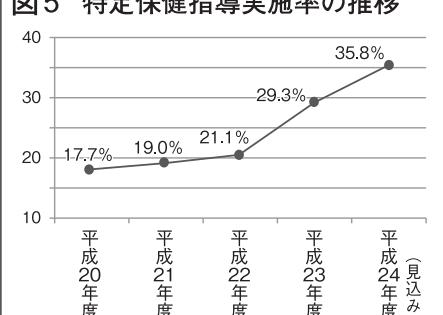
5月から各地区公民館で総合健診が始まります。総合健診の対象者には、3月下旬に予約案内通知をお送りします。

※特定健診の個別健診は6月～平成26年3月に指定医療機関で行う予定です。詳しい内容は5月25日号に掲載します。  
●申込方法 予約案内通知に同封している申し込みはがきでお申し込みください。

特定保健指導実施率

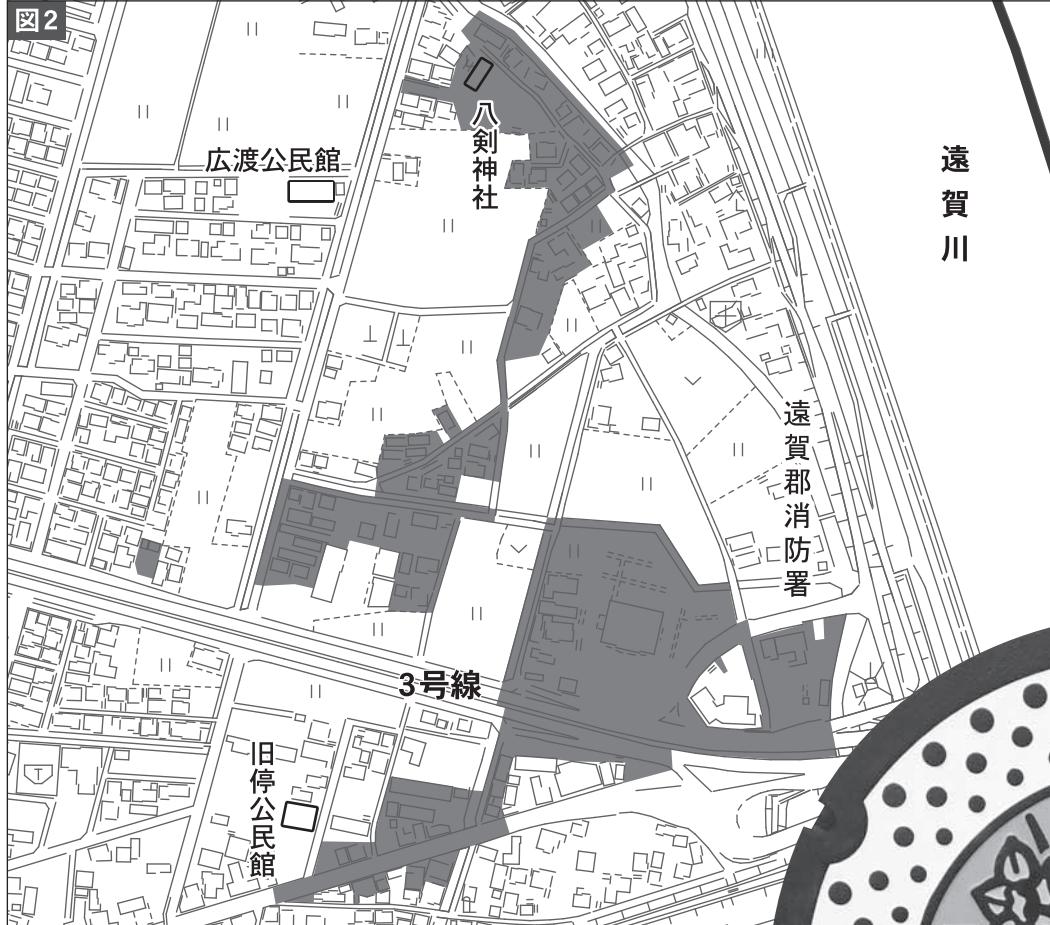
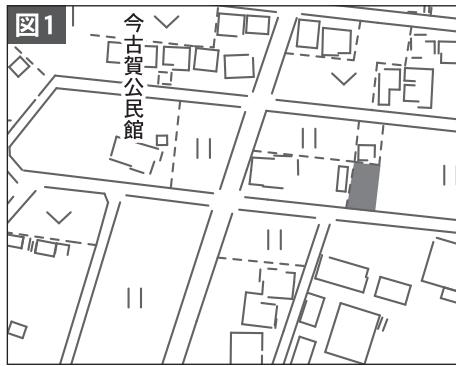
特定保健指導実施率も、図5のように年々実施率は増加していますが、国の目標45%には達していない状況です。より利用しやすい体制を整え、生活習慣の改善や健康づくりのための支援を行っていきます。

図5 特定保健指導実施率の推移



# 公共下水道の供用(処理)が始まります

公共下水道の一部供用が始まります。今回開始する地域の図面の縦覧を行いますので、あなたの自宅が対象区域に入っているかご確認ください。



- **供用(処理)開始日** 3月31日(日)
  - **供用開始区域**
- 【図1】
- ▽ 大字今古賀の一部地域
  - ▽ 遠賀川三丁目の一部地域
  - ▽ 旧停一・二丁目の一部地域
- ※図の色付部分です。
- 【図2】
- ▽ 大字広渡の一部地域
  - ▽ 遠賀川三丁目の一部地域
  - ▽ 旧停一・二丁目の一部地域
- **縦覧期間** 3月25日(月)～4月15日(月)午前8時30分～午後5時15分
- ※土曜・日曜日は除きます。
- **問い合わせ** 下水道工務係 環境課窓口
- ☎ 093(293)1234



## ■接続工事

### 排水設備工事資金の融資あっせんおよび利子補給制度

宅内排水設備工事費用を一時的に負担することが困難な人に対し、指定金融機関に融資のあっせんを行い、完済後に利子の50%を支給する制度を設けています。

これまでこの制度の利用は供用開始後3年以内の改造工事に限られていましたが、水洗化の促進を図るため、供用開始後3年以上経過した改造工事でもこの制度が利用できるようになりました。

●問い合わせ 下水道管理係



- 供用開始日から3年以内(平成28年3月31日まで)に、次の工事を行う必要があります。
- ▽トイレの水洗化やお風呂・台所などの生活排水を下水道樹に接続する工事
  - ▽個人で浄化槽を設置している場合は、浄化槽から下水道樹への接続替え工事

### ●工事は?

排水設備工事は、遠賀町指定の下水道排水設備指定工事店で行うことができます。

指定工事店は、環境課窓口または遠賀町ホームページ「くらしのアラカルト」(上下水道)でご確認ください。

- 下水道使用料は水道料金と一緒に請求します。
- ※井戸戸水のみを使用している家庭は、別の方法で算出した下水道使用料を請求します。
- 請求方法は?
- ▽超過料金(10mを超えた水量1mあたり175円)
  - ▽基本料金(使用水量10mまで1か月 1,350円)

### ●それぞれに消費税がかかります。

### ●請求方法は?

下水道使用料は水道料金と一緒に請求します。

※井戸戸水のみを使用している家庭は、別の方法で算出した下水道使用料を請求します。

### ■公共下水道事業受益者負担金

供用開始区域の土地所有者には、平成25年度に公共下水道事業受益者負担金(負担金)が賦課されます。

- 土地の名義が変わった場合は?
- 負担金がかかるのは、一度限りです。納入後は名義が変わりても、新たに負担金がかかることはありません。
- 負担金の徴収猶予と減免
- 負担金の賦課対象の土地が農地などの場合は、申請をすると、負担金の徴収の猶予を受けることができます。また、墓地・境内地などの場合も、負担金の全部もしくは一部の減免を受けることができます。

負担金は所有する土地一筆ごとに、1mあたり500円を乗じて算出した額の合計になります。なお、負担金は下水道をすぐに使用しない場合でも、納めが必要があります。

負担金は、下水道施設の整備に伴い、土地所有者の皆さんから工事費の一部を負担してもらうもので、事業を推進していくために必要な財源になります。

### ●負担金の額は?

負担金は所有する土地一筆ごとに、1mあたり500円を乗じて算出した額の合計になります。なお、負担金は下水道をすぐに使用しない場合でも、納めが必要があります。

### ●負担金の額は?

負担金は所有する土地一筆ごとに、1mあたり500円を乗じて算出した額の合計になります。なお、負担金は下水道をすぐに使用しない場合でも、納めが必要があります。

### ■納付方法

負担金の納付方法は、3種類あります。

※報奨金はありません。

●分割納付(20回払い)

負担金を5年間に、1年に付き4回に分けて支払う方法です。

※報奨金はありません。

●年度一括納付(5回払い)

負担金を5年間に分けて、各年度の第1期に1年分を一括して支払う方法です。

※負担金の10%が報奨金として差し引かれます。

●全期一括納付(1回払い)

負担金を最初に納付する年度の第1期に一括して支払う方法です。

※負担金の20%が報奨金として差し引かれます。

### ●問い合わせ

受益者は申告で決定します。

- ▽5月上旬: 平成25年4月1日現在における供用開始区域の土地所有者に申告書を送付します

●手続き

- ▽下水道工事に関すること
- 下水道工務係

- ▽負担金・使用料に関すること
- 下水道管理係

## ■下水道使用料

下水道使用料は基本料金と超過料金を合計した金額になります。

### ▽超過料金(10mを超えた水量1mあたり175円)

### ▽基本料金(使用水量10mまで1か月 1,350円)

下水道使用料は基本料金と超過料金を合計した金額になります。

下水道使用料は基本料金と超過料金を合計した金額になります。

### ▽超過料金(10mを超えた水量1mあたり175円)

### ▽基本料金(使用水量10mまで1か月 1,350円)

下水道使用料は基本料金と超過料金を合計した金額になります。

下水道使用料は基本料金と超過料金を合計した金額になります。

### ▽超過料金(10mを超えた水量1mあたり175円)

### ▽基本料金(使用水量10mまで1か月 1,350円)

下水道使用料は基本料金と超過料金を合計した金額になります。

## ～水洗化にご協力を～

下水道をより多くの人にご利用いただくと、水路や河川の水質保全と生活環境の改善につながり、下水道事業の安定した経営に大きな効果をもたらします。早期の下水道への接続をお願いします。

2013.3.25.Mar.  
Public News

# くらしの情報

■遠賀町役場  
☎ 093(293)1234  
FAX 093(293)0806

■遠賀町中央公民館  
☎ 093(293)1355  
FAX 093(293)5533

■遠賀コミュニティーセンター  
☎ 093(293)6525  
FAX 093(293)7057

■遠賀体育センター  
☎ 093(293)5434

■遠賀町立図書館  
☎ 093(293)9090  
FAX 093(293)9091

■ふれあいの里センター  
☎ 093(293)2030  
FAX 093(293)8506

遠賀町ホームページ  
<http://www.town.onga.lg.jp/>

● 健診・子育て

## 4か月児健康診査

●と き 4月18日(木)

〔受付〕

前半..午後1時～1時10分  
後半..午後1時40分～1時50分

●とじる 遠賀コミュニティー  
センター

●対象 平成24年11月1日から12月31日までに生まれた乳児

●対象 平成24年11月1日から12月31日までに生まれた乳児

●対象 平成24年11月1日から12月31日までに生まれた乳児

●内 容 医師による診察、身体計測、保健師・栄養士による健康相談、離乳食集団指導、お母さんの歯科健診

●費 用 無料

●持つてくるもの 母子健康手帳、健康診査票、アンケート、お母さんの歯の健診票、バス

●問い合わせ 健康対策係  
タオル

## 試験・募集

### 国税専門官募集

国税庁ホームページにも募集内容を掲載しています。詳しい内容はお問い合わせください。

●対象 次のいずれかを満たす人

▽昭和58年4月2日～平成4年4月1日生まれの人

▽平成4年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業もしくは、平成26年3月までに大学を卒業する見込みの人、または人事院がそれと同等の資格があると認める人

▽平成4年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業もしくは、平成26年3月までに大学を卒業する見込みの人、または人事院がそれと同等の資格があると認める人

●内 容 医師による診察、身体計測、保健師・栄養士による健康相談、離乳食集団指導、お母さんの歯科健診

●持つてくるもの 母子健康手帳、健康診査票、アンケート、お母さんの歯の健診票、バス

△インター ネット：4月1日～（月）午前9時～11日（木）受信有効  
専用URL <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

●採用予定官職・対象試験

△裁判所事務官・①③⑤  
△家庭裁判所調査官補・②④

△郵送または持参：4月1日（月）～2日（火）消印有効

●第1次試験日 6月9日（日）

●問い合わせ

△若松税務署総務課

☎ 093(761)2536

△福岡国税局人事第二課

☎ 092(411)0031  
URL <http://www.nta.go.jp>

## 裁判所職員採用試験

### 裁判所職員採用試験

受験資格など詳しい内容は、

最寄の裁判所で配布中の試験案内か最高裁判所ウェブサイトで

ご確認ください。

【裁判所職員採用総合職試験】

①院卒者試験「法律・経済区分」  
②院卒者試験「人間科学区分」  
③大卒程度試験「法律・経済区分」  
④大卒程度試験「人間科学区分」  
⑤一般試験「大卒程度」

△インター ネット：4月2日～（月）午前10時～15日（月）受信有効

●採用予定官職・対象試験

△裁判所事務官・①③⑤  
△家庭裁判所調査官補・②④

△郵送：4月2日（火）～5日（金）消印有効

●申込期間

△インター ネット：4月2日～（火）午前10時～15日（月）受信有効

●問い合わせ

△福岡地方裁判所人事課  
☎ 092(781)3141

△②④について

福岡家庭裁判所総務課  
☎ 092(510)0403  
△最高裁判所ウェブサイト

福岡家庭裁判所総務課  
☎ 092(510)0403  
△最高裁判所ウェブサイト

△最高裁判所ウェブサイト

△最高裁判所ウェブサイト



## 課税固定資産に関する 台帳の閲覧・縦覧

### 【固定資産課税台帳兼名寄帳の閲覧制度】

この制度は、納税義務者が固定資産課税台帳兼名寄帳の課税内容を確認するための制度です。

借地人・借家人なども借地・借家資産について閲覧できます。

●閲覧期間 4月1日(月)～平成26年3月31日(月)

午前8時30分～午後5時15分

※土日・祝日、年末年始を除き



↑井ノ上さん(写真右)に、松山会長(写真左)より記念品と賞状が授与されました。

遠賀町総合型地域スポーツクラブ

## おんがみんスポ クラブに決定

広報おんが1月25日号の折り込みチラシで募集していた、「遠賀町総合型地域スポーツクラブ」のネーミングとロゴマークに、たくさんのご応募ありがとうございました。厳正なる審査の結果、次のとおり決定しました。

●最優秀賞 井ノ上 千夏

●ネーミング おんがみんスポクラブ

●ロゴマーク



### 【井ノ上さんの決めた思い】

名前はだれでも参加できる「みんなのスポーツクラブ」の省略で「みんスポ」、ロゴはSPORTS(スポーツ)の「S」を親しみやすい顔にデザインしたものだそうです。

決定した作品は今後クラブをアピールするために使用します。

●問い合わせ スポーツ文化係

ます。

●対象 税務課

理人、納税義務者、納税管理人、借家人、固定資産処分権利がある人(破産管財人・保全管理人・金融整理管財人など)

ある人が閲覧する場合は、権利を証明できるもの(契約書・選任書など)が必要です。※電話での所有者や評価額などの問い合わせは行っていません。

●審査申込期間 4月1日まで平成25年度の納税通知書は、5月中旬に郵送予定です。た日から60日以内

### 【土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度】

この制度は、固定資産税の納税者が、自分の固定資産価格(評価額)が適正であるかを確認するための制度です。縦覧帳簿で、

自分の固定資産と他の固定資産とを比較することができます。また、固定資産課税台帳に登録された評価額に関して不服がある場合は、審査の申し出を行うことができます。

●縦覧期間 4月1日(月)～5月31日(金)

午前8時30分～午後5時15分

※土日・祝日を除きます。

●対象 税務課窓口

●ところ 税務課窓口

●費用 無料

●持つくるもの 本人確認ができるもの(運転免許証、納税通知書など)

●問い合わせ 課税係

※電話での所有者や評価額などの問い合わせは行っていません。お申込みの際は、毎年1月31日までに申告書の提出が必要です。

●問い合わせ 課税係

※代理人は委任状が必要です。

●

## ご存知ですか? 成年後見制度

認知症の高齢者、知的障害や精神障害のある人など判断能力が不十分な人は、財産管理や各種福祉サービスの利用契約などの法律行為を自分で行うことが困難だったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。

成年後見制度とは、このよう

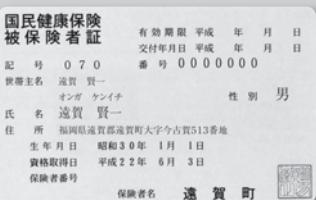
な人が安心して生活できるよう

に本人を保護し支援する制度で、次の2種類があります。

【任意後見制度】  
判断能力が低下する前に、あらかじめ支援者を選んでおきます。支援者に、どのような支援をしてもらうのかを自分自身で決める制度です。

### 【法定後見制度】

判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所が適切な支援者を選ぶ制度です。本人の判断能力に応じて、「成年後見人」「補佐人」「扶助人」が選任されます。



現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)は、3月31日で有効期限が切れるため、国民健康保険に加入している世帯に新しい保険証を簡易書留で郵送しています。4月からは今回届いた保険証をご使用ください。

●有効期限 平成26年3月31日(月)

### 【窓口負担1割が延長されます】

70歳から74歳までの所得が基準額未満の人の窓口負担は、本来2割負担のところ、経過措置により現在1割負担になっていますが、この度経過措置が1年間延長されました。

現在、2割(ただし平成25年3月31日までは1割)と書かれた高齢受給者証を持っている人には、4月からも引き続き1割で受診できるように新しい高齢受給者証を保険証と一緒に郵送します。

▽経過措置期限 平成26年3月31日(月)

●問い合わせ 国保年金係

町村長などが家庭裁判所に申し立てをすることができます。

申し立ての費用などを助成できる場合がありますのでご相談ください。

### ●問い合わせ

△遠賀町地域包括支援センター  
1(福祉課内)

## 育成医療、養育医療の窓口が変わります

育成医療、養育医療の申請や問い合わせ窓口が、4月1日から、宗像・遠賀保健福祉環境事務所から遠賀町役場に変わります。間違いの無いようご注意ください。

育成医療とは…現在身体に障害があるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来障害を残すと認められる児童で、手術などにより確実な治療効果が期待できる場合に、その治療に要する医療費の一部を助成する制度です。

養育医療とは…医師が入院養育が必要と認める出生時の体重が2000g以下などの未熟児で、乳児の健全な育成を図ることを目的とした養育に必要な医療費の一部を助成する制度です。

### ●問い合わせ

△育成医療に関すること

福祉係

▽養育医療に関すること  
国保年金係

4月6日～15日は  
春の交通安全県民運動

春の交通安全県民運動の重点項目は、次のとおりです。

### 【飲酒運転を撲滅】

飲酒運転は「絶対しない・させない・許さない」ことを徹底しましょう。翌日に運転する予定があるときは、飲酒量・時間に気をつけましょう。

### 【シートベルトとチャイルドシートの徹底】

乗る人全てが正しくシートベルトを着用しましょう。6歳未満の子どもを乗せる場合は、体格に合ったチャイルドシートを使用し、正しく取りつけましょう。

### ●問い合わせ

△福岡県警折尾警察署

☎ 093(691)0110  
▽交通事故をなくす福岡県民運動本部  
☎ 092(643)3167

## 生命保険の見直し 無料相談のお知らせ

「節約のため保険を見直したい」「今どの保険で大丈夫?」という方は、全国161店舗、年間2万5,000世帯が相談を体験している保険クリニックへ。

独自の見直し診断は、複数社の保険を一度に比較でき、中立的な立場から相談を受けられると好評をいたしております。家計の見直しにも最適です。

事前に予約をすると3,150円の来店相談料が無料になります。まずは電話で予約を。

### ●問い合わせ

保険クリニック八幡店

北九州市八幡西区下上津役1-19-5  
▼時間9時～18時 駐車場完備  
☎ 0120-015-1929

# 英会話

☆こども英会話4月生申込受付中☆  
ペイペイ・キッズから大人ベテランまで!  
使える英語を知り学べる英会話教室。

●JR遠賀川駅ロータリー内●  
**英会話マーフィスクール**  
☎ 093-293-3934  
[www.murphyschool.com](http://www.murphyschool.com)



## 登録と年に1回の予防注射を忘れずに

# 狂犬病集団予防注射が始まります

●問い合わせ 環境衛生係

### 狂犬病予防注射日程表

とき		ところ
4月4日(木)	午前	9時30分～9時40分 道官公民館 9時50分～10時00分 若松区公民館 10時10分～10時40分 鬼津区公民館 10時50分～11時10分 高瀬第一公園 (緑光苑大公園) 11時20分～11時50分 松の本区公民館
	午後	1時30分～1時40分 別府区公民館 1時50分～2時50分 田園北・南区公民館 3時00分～3時30分 尾崎区公民館
4月10日(水)	午前	9時30分～9時50分 広渡区公民館 10時00分～10時10分 新町区公民館 10時20分～10時30分 遠賀川区公民館 10時40分～10時50分 今古賀区公民館 11時00分～11時30分 木守区公民館
	午後	1時30分～1時50分 緑ヶ丘区公民館 2時00分～2時30分 浅木区公民館 2時40分～3時10分 老良区公民館
4月17日(水)	午前	9時30分～9時50分 東和苑区公民館 10時00分～10時10分 上別府区公民館 10時20分～10時30分 若葉台区公民館 10時40分～11時00分 虫生津区公民館 11時10分～11時30分 芙蓉区公民館
	午後	1時30分～2時30分 遠賀町役場駐車場 (中央公民館前)

※上記の場所以外では行いませんので、都合のよい日を選んでください。

狂犬病は、ウイルスによって広まる動物由来の感染症です。犬だけでなく、タヌキやキツネ、アライグマなど、ほとんどのほ乳動物が感染します。そのためどんな動物からでも、飼い犬へ感染する可能性があります。

日本では、人への感染源の約9割が犬からということで、発生や蔓延防止のため、狂犬病予防法により、犬の登録と年1回



に義務づけています。狂犬病は治療が困難なため、人も感染して発症すれば100%死亡する恐ろしい病気です。世界では、毎年約5万人の死者が出ています。発症した場合、県が指定する区域内で交通のしや断や制限、飼い犬の口輪・係留の実施や一斉検診といった対策が取られます。

今年度は、左記の日程で集団

注射を行います。地区は問いませんので、都合のいい日を選んでご利用ください。なお、集団

注射を受けられない場合は、動物病院で注射を受け、証明書を

持つて役場環境衛生係で、注射

済票の交付を受けてください。

●対象 生後91日を過ぎた犬

●費用 ▽注射のみ 3050円

▽登録のみ 3000円

▽注射と登録 6050円

※支払いのときは、できるだけ

意ください。

#### ●注射を受けるときの注意

- ①会場には犬を充分取り扱うことのできる大人が来てください。そうでない場合には、注射をお断りすること

があります。

- ②会場内でのフンは責任を持つて処理してください

※飼い犬の死亡、行方不明、譲渡、所有者の転出や変更などがあつた場合は、環境衛生係に届け出てください。

届出が必要です  
人にかまれたときは、人をかんだときは

飼い犬が人をかんだときは、飼い主が宗像・遠賀保健福祉環境事務所に「動物による事故届」を出す必要があります。

犬による被害を受けた人は、まず最寄りの医療機関で治療を受け、宗像・遠賀保健福祉環境事務所に届け出してください。飼い主がわからない場合は、被害にあつた時間や状況、犬の種類、毛色、性別、首輪の色、大きさなどの特長を記録してください。

害にあつた場合や、犬が放された状態であれば、近くの交番にご連絡ください。

咬傷事故は、犬の所有者が責任を負うべき傷害事件としての裁判事例が増えていきます。飼い犬の管理は、責任をもつて厳重に行いましょう。

4月1日から

# 窓口の昼休みの受付内容を拡大します

遠賀町役場では昼休み(正午から午後1時まで)に諸証明の交付を行っていましたが、転入、転出、転居など住所の異動に関する手続きも4月1日からできるようになります。その他、住民サービスの向上を目指して昼休みの窓口業務を拡大します。

※土日・祝日や年末年始は除きます。

※昼休み対応職員の人数を限定していますのでお待たせすることもあります。

※他の市町村などへの照会が必要な場合などは、その場で手続きができないこともあります。

## ●問い合わせ 人事係

担当課		昼休み受付業務
住民課	住民係	転入・転出・転居などの住民異動届
		戸籍の届出
		各種証明書の交付(住民票、印鑑証明、戸籍証明など)
		印鑑証明に関する手続き
		住民基本台帳カード・公的個人認証に関する手続き
	国保年金係	国民年金に関する手続き
		国民健康保険に関する手続き
		後期高齢者医療に関する手続き
		公費医療(乳幼児・子ども医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療)に関する手続き
福祉課	福祉係	児童手当・(特別)児童扶養手当の申請
		保育所入所の申請・保育料の納付
		病児・病後児保育利用登録の申請
		生活保護の申請
		各種障害者手帳の申請・交付
		自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)の申請
		障害福祉サービスの申請
		障害者補装具・日常生活用具の申請
		障害者有料道路割引の申請、NHK放送受信料免除申請
		障害者福祉タクシー料金補助の申請
税務課	高齢者支援係	特別障害者手当・障害児福祉手当の申請
		各種高齢者サービスの申請
		要介護認定の申請
	健康対策係	高額介護サービス費の申請
		母子健康手帳交付
		母子保健事業の予約受付
		総合健診(特定健診・各種がん検診)予約受付
		諸証明の交付
環境課	環境衛生係	畜犬に関する手続き
		糞尿に関する手続き
学校教育課	学校教育係	就学援助の申請
		就学援助・幼稚園就園奨励費の問い合わせ
		就学・転学の手続きや相談
		区域外就学などの相談
会計課	遠賀信用金庫 役場出張所窓口	出納業務
中間水道局		水道料金の納付・相談
		上水道開栓・閉栓の申請
行政経営課	管財係	遠賀靈園の申込・手続き
建設課		町営住宅に関する手続き
		町営駐輪場、町営駐車場に関する手続き

平成24年  
3月  
30日生前田 恵皇  
(田園園)

恵皇くんお誕生日おめでとう  
★かわいい笑顔でいつも癒してくれてありがとうございます元気で優しい男の子になってね♥

平成22年  
3月  
26日生中村 珠虹  
(鬼津)

3歳お誕生日おめでとう♪お姉ちゃんになったじゅにちゃん♥これからも可愛い女の子でいてね♥

平成22年  
3月  
25日生小賦 菜々子  
(旧停)

3歳のお誕生日おめでとう！  
いよいよ4月から幼稚園だね。たくさんお友達作って頑張ってね♥

平成24年  
3月  
23日生小野 芽生  
(別府)

★★お誕生日おめでとう★★  
これからも元気で笑顔いっぱい  
いのいぶきちゃんでいてね♪  
みんな芽生が大好きよ♥

## よみかき教室



小さい頃小学校に行けなかったり、外国から日本に来て学習する機会がなかったり、いろいろな事情で文字の読み書きに困っている人に、「ひらがな」から勉強するよみかき教室を開いています。少人数で行っていますので、ゆっくりと自分のペースで学習できます。年齢や国籍は問いません。

ぜひ一度見学に来てみませんか。

●とき 毎週金曜日午後1時～2時

●ところ 遠賀町中央公民館

●対象 日本語の読み書きに困っている人

※就学前、義務教育中の人は対象外です。

●内容 ひらがな、カタカナ、漢字の読み書き

●費用 無料

●申し込み・問い合わせ 社会教育係

## 芸能訪問

●とき 4月23日(火)午前10時50分～11時50分  
●出演 △聖峰会(民謡)  
△鳴物川の会  
△緑の会  
△雅歌謡教室

△4月4日(木)・11日(木)  
午前10時30分～11時30分  
△4月16日(火)・23日(火)  
午後1時30分～2時30分

●申込期間 月9日(火)  
●費用 時正午  
●定員 先着8人  
●申込期間 3月26日(火)～4月9日(火)  
●費用 2000円

●とき 一井久美子・渕上香先生のリズム体操教室  
高齢者も気軽に参加できる体操教室です。運動のできる服装で来てください。

●とき そば教室(めん工房)  
※各イベントの参加や観覧は無料ですが、入館料が必要です。

●とき 月9日(火)  
●申込期間 3月26日(火)～4月21日(日)午前10時～午後1時  
●費用 1500円  
●内容 ワインナーフォカツチや、UFO帽子パン

●とき 4月21日(日)午前10時～午後1時  
●申込期間 月9日(火)  
●費用 1500円  
●内容 ワインナーフォカツチや、UFO帽子パン

●とき エントランスギャラリーの展示  
岡神さん「さくら」写真展

●とき パン教室(パン工房)  
パンづくりを体験してみませんか。食卓に焼き立てパンを並べましょう。

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、報道によってプライバシーが侵害されたりするなど二次的な被害を受けることがあります。

そのため、平成16年12月に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

同法に基づき、「犯罪被害者等基本計画」が作られ、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への重要性について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

誰もが犯罪被害に遭う可能性があります。犯罪や差別は加害者に責任があるにもかかわらず、被害者や差別を受けた人も責任の一端があるかのごとく非難されることがあります。

このような二次的被害を防ぐためにも、私たちは犯罪被害者との家族の置かれている状況を理解し、人権が守られるよう配慮していくことが重要です。

●問い合わせ 協働・人権推進係

みんなで築こう 人権の世紀  
犯罪被害者等(犯罪被害者とその家族)の人権について